

(8) 産業廃棄物への対応

産業廃棄物問題は地域差が大きい。排出するところ、処分されるところの地域差が顕著であり、処分されるところでの「迷惑」は甚大であり、「不法投棄の処分に困っている」、「監視が行き届かない」、「事業者に指導しているが、従わない」といった多くの問題を抱えている。

残念ながら、多くの問題を有する産廃についての都市自治体の権限はほとんどないといってよい。しかし、だからといって、都市自治体は、産廃に関する権限の移譲には必ずしも積極的とはいえないようだ。

産廃の問題に都市自治体はどう関与すべきなのか。今後の大きな検討課題である。

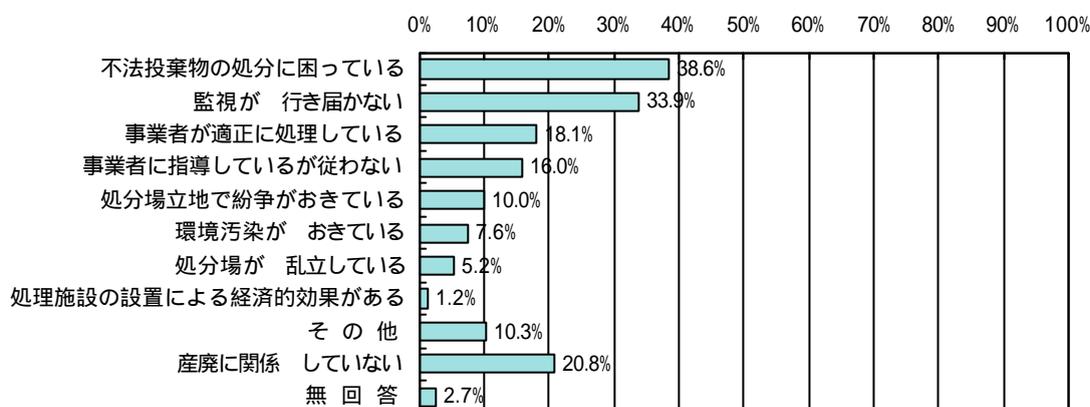
Q39 産業廃棄物に関する現状

貴市では、産業廃棄物に関してどのような状況ですか。（あてはまるもの全てに ）

【不法投棄物の処分に困惑する都市は4割、全国的課題になっている】

産業廃棄物に関する現状については、「不法投棄物の処分に困っている」(38.6%)、「監視が行き届かない」(33.9%)が、大きな問題点となっている。ただ、都市自治体は、産業廃棄物をコントロールする権限をほとんど有していないこともあって、これらの問題についての対応はいささか隔靴搔痒の観が否めない。

産業廃棄物の問題点は地域差が大きいことも特徴の一つである。北関東地方では「不法投棄の処分に困っている」、「監視が行き届かない」、「事業者に指導しているが、従わない」といった問題を抱える市が多く、近畿地方ではこれらに加えて「環境汚染が起きている」、「中国・四国地方では「処分場立地で紛争が起きている」とする市が比較的多くなっている。



		Q39 産業廃棄物に関する現状											
		調査数	処分場が乱立している	環境汚染がおきている	不法投棄物の処分に困っている	事業者が指導しているが従わない	事業者が適正に処理している	監視が行き届かない	処分場立地で紛争がおきている	処理施設の設置による経済的效果がある	その他	産廃に関係していない	無回答
合計		669	35	51	258	107	121	227	67	8	69	139	18
		100.0	5.2	7.6	38.6	16.0	18.1	33.9	10.0	1.2	10.3	20.8	2.7
地域	北海道・東北地方	97	6	2	34	9	22	33	14	2	12	17	3
		100.0	6.2	2.1	35.1	9.3	22.7	34.0	14.4	2.1	12.4	17.5	3.1
	北関東地方	43	1	3	23	12	8	18	5	-	6	2	1
		100.0	2.3	7.0	53.5	27.9	18.6	41.9	11.6	-	14.0	4.7	2.3
	東京圏	120	7	12	48	22	17	33	3	-	11	34	4
		100.0	5.8	10.0	40.0	18.3	14.2	27.5	2.5	-	9.2	28.3	3.3
	中部地方	89	3	7	29	11	17	33	9	2	9	15	3
		100.0	3.4	7.9	32.6	12.4	19.1	37.1	10.1	2.2	10.1	16.9	3.4
	名古屋圏	58	4	3	19	12	11	19	8	-	7	11	1
		100.0	6.9	5.2	32.8	20.7	19.0	32.8	13.8	-	12.1	19.0	1.7
近畿地方	24	1	4	10	2	6	5	3	-	5	6	-	
	100.0	4.2	16.7	41.7	8.3	25.0	20.8	12.5	-	20.8	25.0	-	
大阪圏	66	2	5	22	12	15	20	1	1	6	17	-	
	100.0	3.0	7.6	33.3	18.2	22.7	30.3	1.5	1.5	9.1	25.8	-	
中国・四国地方	79	7	10	31	14	12	27	14	2	6	19	1	
	100.0	8.9	12.7	39.2	17.7	15.2	34.2	17.7	2.5	7.6	24.1	1.3	
九州・沖縄地方	93	4	5	42	13	13	39	10	1	7	18	5	
	100.0	4.3	5.4	45.2	14.0	14.0	41.9	10.8	1.1	7.5	19.4	5.4	
圏	大都市圏	244	13	20	89	46	43	72	12	1	24	62	5
		100.0	5.3	8.2	36.5	18.9	17.6	29.5	4.9	0.4	9.8	25.4	2.0
地方圏	425	22	31	169	61	78	155	55	7	45	77	13	
	100.0	5.2	7.3	39.8	14.4	18.4	36.5	12.9	1.6	10.6	18.1	3.1	

		Q 3 9 産業廃棄物に関する現状											
		調査数	処分場が 乱立している	環境汚染が おきている	不法投棄物の 処分困って いる	事業者が指 導していない 事業者が従 われない	事業に処理 しているが 適正でない	監視が 行き届か ない	処分場立 地での 紛争が おきて いる	処理施設 の設置 による 経済的 効果 がある	その他	産廃に 関係 して いない	無 回 答
合計		669 100.0	35 5.2	51 7.6	258 38.6	107 16.0	121 18.1	227 33.9	67 10.0	8 1.2	69 10.3	139 20.8	18 2.7
昼夜間人口比	80未満	57 100.0	2 3.5	4 7.0	25 43.9	10 17.5	6 10.5	12 21.1	- -	- -	5 8.8	23 40.4	- -
	80～90未満	100 100.0	9 9.0	14 14.0	38 38.0	17 17.0	14 14.0	36 36.0	6 6.0	1 1.0	7 7.0	22 22.0	3 3.0
	90～100未満	209 100.0	10 4.8	14 6.7	93 44.5	37 17.7	35 16.7	84 40.2	18 8.6	2 1.0	16 7.7	35 16.7	9 4.3
	100～110未満	252 100.0	11 4.4	15 6.0	79 31.3	34 13.5	54 21.4	79 31.3	40 15.9	4 1.6	35 13.9	49 19.4	6 2.4
	110～120未満	45 100.0	3 6.7	3 6.7	20 44.4	8 17.8	11 24.4	15 33.3	3 6.7	1 2.2	6 13.3	9 20.0	- -
	120以上	6 100.0	- -	1 16.7	3 50.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7	- -	- -	- -	1 16.7	- -

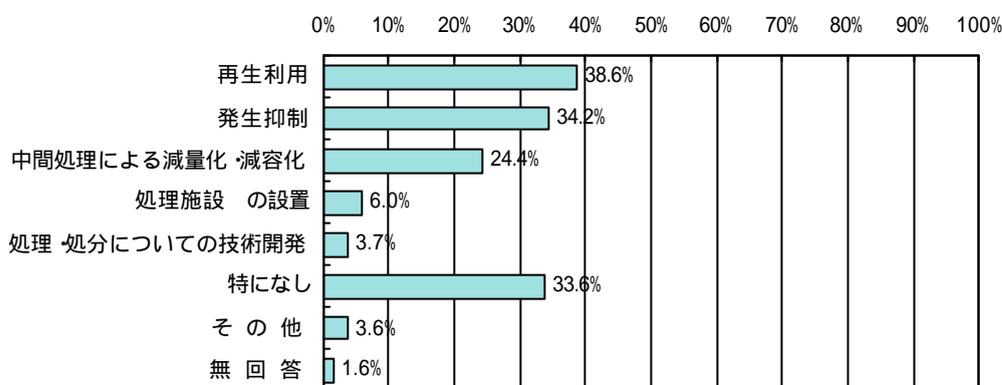
		Q 3 9 産業廃棄物に関する現状											
		調査数	処分場が 乱立している	環境汚染が おきている	不法投棄物の 処分困って いる	事業者が指 導していない 事業者が従 われない	事業に処理 しているが 適正でない	監視が 行き届か ない	処分場立 地での 紛争が おきて いる	処理施設 の設置 による 経済的 効果 がある	その他	産廃に 関係 して いない	無 回 答
合計		669 100.0	35 5.2	51 7.6	258 38.6	107 16.0	121 18.1	227 33.9	67 10.0	8 1.2	69 10.3	139 20.8	18 2.7
人口規模	3万人未満	69 100.0	- -	3 4.3	22 31.9	9 13.0	13 18.8	21 30.4	7 10.1	1 1.4	4 5.8	14 20.3	5 7.2
	～5万人未満	151 100.0	6 4.0	6 4.0	57 37.7	19 12.6	37 24.5	47 31.1	12 7.9	4 2.6	16 10.6	23 15.2	4 2.6
	～10万人未満	225 100.0	14 6.2	19 8.4	97 43.1	42 18.7	38 16.9	81 36.0	20 8.9	1 0.4	21 9.3	52 23.1	5 2.2
	～20万人未満	121 100.0	8 6.6	13 10.7	47 38.8	18 14.9	18 14.9	38 31.4	11 9.1	2 1.7	10 8.3	31 25.6	2 1.7
	～30万人未満	39 100.0	2 5.1	5 12.8	15 38.5	7 17.9	4 10.3	15 38.5	8 20.5	- -	6 15.4	6 15.4	2 5.1
	30万人以上	52 100.0	5 9.6	4 7.7	14 26.9	8 15.4	8 15.4	17 32.7	6 11.5	- -	10 19.2	13 25.0	- -
	指定都市	12 100.0	- -	1 8.3	6 50.0	4 33.3	3 25.0	8 66.7	3 25.0	- -	2 16.7	- -	- -

Q40 自治体が排出する産業廃棄物への対応

市役所等市の機関が排出する産業廃棄物(下水汚泥・公共施設の建設廃材等)について、どのようなことに力を入れていますか。(あてはまるもの全てに)

【再生利用、発生抑制に特に力点を置いている。特になしも3割】

下水汚泥や公共施設の建設廃材等への対策で力点を置いている点は、「再生利用」(38.6%)、「発生抑制」(34.2%)がその主なもので、「特になし」も33.6%ある。「処理・処分についての技術開発」に取り組んでいる市は3.7%と極めて少ない。圏域別では、総じて大都市圏自治体の方が自治体排出産業廃棄物対策に熱心であり、また人口規模別では、指定都市が「中間処理による減量化・減容化」に積極的である。



		調査数	Q40 自治体排出産業廃棄物への対応							
			発生抑制	再生利用	中間処理による減量化・減容化	処理施設の設置	処理・処分についての技術開発	特になし	その他	無回答
合計		669 100.0	229 34.2	258 38.6	163 24.4	40 6.0	25 3.7	225 33.6	24 3.6	11 1.6
圏域	大都市圏	244 100.0	106 43.4	107 43.9	62 25.4	10 4.1	9 3.7	71 29.1	6 2.5	5 2.0
	地方圏	425 100.0	123 28.9	151 35.5	101 23.8	30 7.1	16 3.8	154 36.2	18 4.2	6 1.4

		調査数	Q40 自治体排出産業廃棄物への対応							
			発生抑制	再生利用	中間処理による減量化・減容化	処理施設の設置	処理・処分についての技術開発	特になし	その他	無回答
合計		669 100.0	229 34.2	258 38.6	163 24.4	40 6.0	25 3.7	225 33.6	24 3.6	11 1.6
人口規模	3万人未満	69 100.0	23 33.3	18 26.1	15 21.7	4 5.8	-	27 39.1	2 2.9	2 2.9
	～5万人未満	151 100.0	40 26.5	43 28.5	36 23.8	8 5.3	3 2.0	56 37.1	7 4.6	2 1.3
	～10万人未満	225 100.0	70 31.1	78 34.7	46 20.4	8 3.6	6 2.7	88 39.1	10 4.4	2 0.9
	～20万人未満	121 100.0	49 40.5	61 50.4	24 19.8	5 4.1	10 8.3	33 27.3	2 1.7	3 2.5
	～30万人未満	39 100.0	18 46.2	20 51.3	13 33.3	4 10.3	-	9 23.1	2 5.1	-
	30万人以上	52 100.0	22 42.3	29 55.8	19 36.5	4 7.7	4 7.7	12 23.1	1 1.9	1 1.9
	指定都市	12 100.0	7 58.3	9 75.0	10 83.3	7 58.3	2 16.7	-	-	-

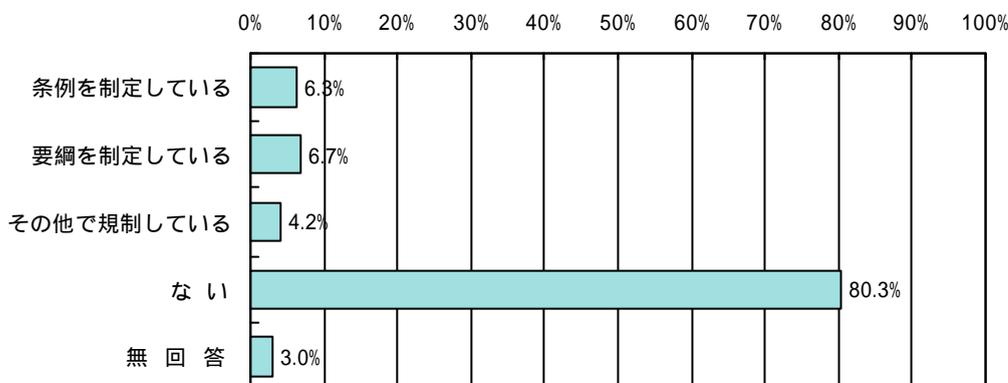
Q41 産業廃棄物規制条例等の制定状況

貴市においては、産業廃棄物処分場の立地に関して、環境保全の立場から、条例・要綱等により規制を行っていますか。（あてはまるもの全てに ）

【8割の都市が立地規制手段を持たず】

8割の都市が環境保全の立場からの立地規制手段をもっていないのが現状である。水源保護条例等の条例によって産業廃棄物処理場の立地規制を行っている市はわずか6.3%に過ぎないが、地域的に偏りは見られず、全国的に散在している。ただ、昼夜間人口比90～100未満の市に条例を制定している市が比較的多くみられる。

要綱等により規制している市も45市と少ないが、中部地方、名古屋圏に集中しているのが特徴的である。



	調査数	Q41 産業廃棄物規制条例等の制定				
		条例を制定している	要綱を制定している	その他で規制している	ない	無回答
合計	669	42	45	28	537	20
北海道・東北地方	97	6	6	6	78	1
北関東地方	43	2	2	-	39	-
東京圏	120	5	3	6	98	8
中部地方	89	7	15	5	59	4
名古屋圏	58	4	8	2	43	1
近畿地方	24	2	1	-	20	1
大阪圏	66	5	4	2	54	2
中国・四国地方	79	5	2	3	69	-
九州・沖縄地方	93	6	4	4	77	3

	調査数	Q41 産業廃棄物規制条例等の制定				
		条例を制定している	要綱を制定している	その他で規制している	ない	無回答
合計	669	42	45	28	537	20
80未満	57	2	-	-	52	3
80～90未満	100	3	3	5	87	3
90～100未満	209	19	16	10	158	7
100～110未満	252	15	17	9	205	6
110～120未満	45	3	9	3	30	1
120以上	6	-	-	1	5	-

Q42 産業廃棄物処分場等にかかる独自基準の制定等の権限移譲の可否

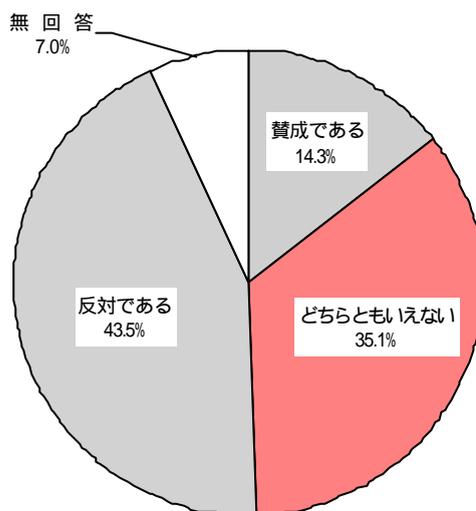
地方分権の観点から、「産業廃棄物処分場、処理施設の立地・構造基準などについては、国は最低基準を定めるにとどめ、地域の状況に応じた独自の基準を定めたり審査・規制などの事務を執行しうる権限を地域に密着した市に移譲すべきである。」という意見があります。これについて、貴市はどう思われますか。（あてはまるもの1つに ）

【現行の諸条件、体制のままで権限委譲を行うことには消極的】

地方分権をめぐる議論の中で、産業廃棄物にかかる審査・規制事務の基礎的自治体への権限移譲が一部の市から要望されたことがあったが、この権限移譲については43.5%の都市が反対の意思表示をしており、賛成は14.3%にとどまっている。反対の割合が高い地域は北関東地方と名古屋圏であり、比較的賛成の割合が高いのは北海道・東北地方である。

なお、「どちらともいえない」として判断を保留する市が全体で35.1%ある。

総じて、権限委譲には慎重な様相がうかがえるが、その理由としては、広域レベルでの視点が必要であること、独自に様々な基準を定めると、基準の緩い自治体にし寄せがくこと、分権に対応できる人材、財源等の体制が未整備であること等が主にあげられている。



	調査数	Q42 独自基準制定等権限委譲の考え				
		賛成である	反対である	どちらともいえない	無回答	
合計	669	96	291	235	47	
	100.0	14.3	43.5	35.1	7.0	
人口規模	3万人未満	69	12	27	22	8
		100.0	17.4	39.1	31.9	11.6
	～5万人未満	151	22	65	58	6
		100.0	14.6	43.0	38.4	4.0
	～10万人未満	225	28	112	70	15
		100.0	12.4	49.8	31.1	6.7
	～20万人未満	121	19	43	50	9
		100.0	15.7	35.5	41.3	7.4
	～30万人未満	39	1	21	15	2
		100.0	2.6	53.8	38.5	5.1
30万人以上	52	10	20	17	5	
	100.0	19.2	38.5	32.7	9.6	
指定都市	12	4	3	3	2	
	100.0	33.3	25.0	25.0	16.7	
地域	合計	669	96	291	235	47
		100.0	14.3	43.5	35.1	7.0
	北海道・東北地方	97	19	36	34	8
		100.0	19.6	37.1	35.1	8.2
	北関東地方	43	5	22	14	2
		100.0	11.6	51.2	32.6	4.7
	東京圏	120	11	53	47	9
		100.0	9.2	44.2	39.2	7.5
	中部地方	89	14	40	30	5
		100.0	15.7	44.9	33.7	5.6
名古屋圏	58	8	29	18	3	
	100.0	13.8	50.0	31.0	5.2	
近畿地方	24	3	11	9	1	
	100.0	12.5	45.8	37.5	4.2	
大阪圏	66	7	28	24	7	
	100.0	10.6	42.4	36.4	10.6	
中国・四国地方	79	14	35	22	8	
	100.0	17.7	44.3	27.8	10.1	
九州・沖縄地方	93	15	37	37	4	
	100.0	16.1	39.8	39.8	4.3	

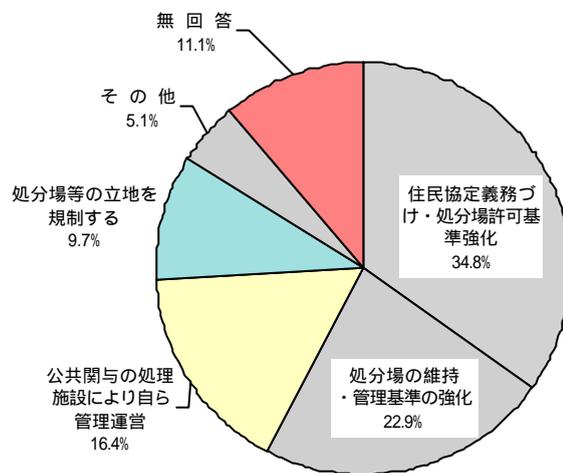
Q43 今後の産業廃棄物対策

今後、都市自治体の産業廃棄物対策として、中長期的にはどのような施策を実施していくべきと考えていますか。(あてはまるもの1つに)

【処分場の許可基準、維持・管理基準の強化を志向】

産業廃棄物についての直接的な権限を持たず、都道府県からの権限移譲についても消極的な都市自治体が、中長期的に実施すべきと考える施策は、「住民協定義務づけ・処分場許可基準強化」が34.8%と最も多く、次いで「処分場の維持・管理基準の強化」22.9%、「公共関与の処理施設により自ら管理運営」16.4%と続く。

地域別に見ると、「住民協定義務づけ・処分場許可基準強化」を選択した市は中部地方に多く、「処分場の維持・管理基準の強化」は北関東地方に、「公共関与の処理施設により自ら管理運営」は名古屋圏と九州・沖縄地方に多い。



	調査数	Q43 今後の産業廃棄物対策					
		処分場等の立地を規制する	住民協定義務強化	許可基準強化	処分場の維持・強化・管理基準の強化	公共関与の処理施設により自ら管理運営	その他
合計	669	65	233	153	110	34	74
	100.0	9.7	34.8	22.9	16.4	5.1	11.1
地域							
北海道・東北地方	97	12	28	21	18	3	15
	100.0	12.4	28.9	21.6	18.6	3.1	15.5
北関東地方	43	4	14	14	6	2	3
	100.0	9.3	32.6	32.6	14.0	4.7	7.0
東京圏	120	16	36	38	11	4	15
	100.0	13.3	30.0	31.7	9.2	3.3	12.5
中部地方	89	4	36	15	18	10	6
	100.0	4.5	40.4	16.9	20.2	11.2	6.7
名古屋圏	58	8	22	5	15	3	5
	100.0	13.8	37.9	8.6	25.9	5.2	8.6
近畿地方	24	2	6	9	3	1	3
	100.0	8.3	25.0	37.5	12.5	4.2	12.5
大阪圏	66	7	24	15	5	5	10
	100.0	10.6	36.4	22.7	7.6	7.6	15.2
中国・四国地方	79	7	33	17	10	2	10
	100.0	8.9	41.8	21.5	12.7	2.5	12.7
九州・沖縄地方	93	5	34	19	24	4	7
	100.0	5.4	36.6	20.4	25.8	4.3	7.5

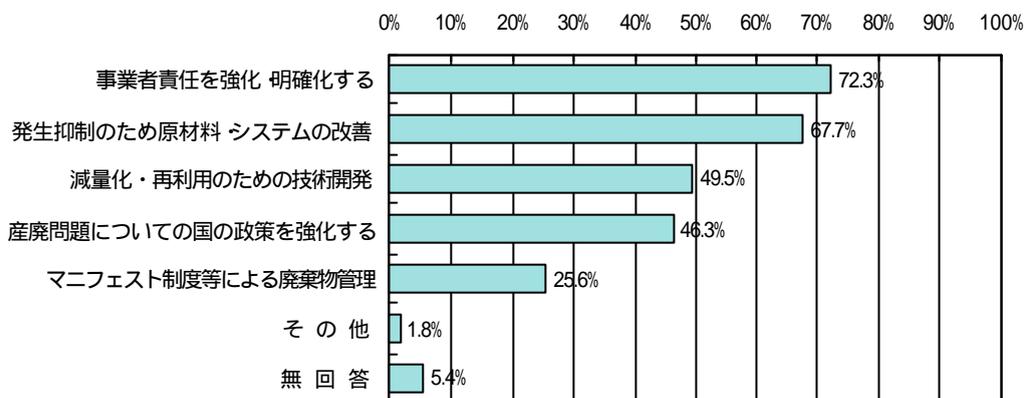
Q44 産業廃棄物問題解決に向けた要望

産業廃棄物問題の解決のために、どのような要望がありますか。（あてはまるもの3つ以内に）

【事業者責任の強化・明確化とともに、原材料等の改善による発生抑制を要望】

産業廃棄物問題の根本的な解決策として都市自治体が挙げるものは、まず「事業者責任の強化・明確化」であり、72.3%の都市が選択している。次に「発生抑制のため原材料・生産システムの改善」が67.7%、「減量化・再利用のための技術開発」49.5%、「産廃問題についての国の政策強化」46.3%となっており、現行制度の強化策たる「マニフェスト制度等による廃棄物管理の徹底」を要望する市は、全体の4分の1にとどまっている。

地域別に見ると、「事業者責任の強化・明確化」を要望する市は北関東地方や名古屋圏に多く、「発生抑制のため原材料・生産システムの改善」を訴える市は中部地方、中国・四国地方に顕著に見られる。



	調査数	Q44 産廃問題解決に向けた要望						
		発生抑制のため原材料の改善	減量化のための技術開発	マニフェスト制度等による廃棄物管理	事業者責任の強化・明確化	産廃問題についての国の政策強化	その他	無回答
合計	669	453	331	171	484	310	12	36
	100.0	67.7	49.5	25.6	72.3	46.3	1.8	5.4
北海道・東北地方	97	56	49	26	65	41	4	8
	100.0	57.7	50.5	26.8	67.0	42.3	4.1	8.2
北関東地方	43	28	22	10	34	24	-	-
	100.0	65.1	51.2	23.3	79.1	55.8	-	-
東京圏	120	85	54	40	82	59	2	7
	100.0	70.8	45.0	33.3	68.3	49.2	1.7	5.8
中部地方	89	65	45	20	64	45	4	2
	100.0	73.0	50.6	22.5	71.9	50.6	4.5	2.2
名古屋圏	58	40	32	17	46	22	-	1
	100.0	69.0	55.2	29.3	79.3	37.9	-	1.7
近畿地方	24	15	12	5	18	10	-	2
	100.0	62.5	50.0	20.8	75.0	41.7	-	8.3
大阪圏	66	42	27	22	49	28	1	6
	100.0	63.6	40.9	33.3	74.2	42.4	1.5	9.1
中国・四国地方	79	57	42	15	56	33	-	6
	100.0	72.2	53.2	19.0	70.9	41.8	-	7.6
九州・沖縄地方	93	65	48	16	70	48	1	4
	100.0	69.9	51.6	17.2	75.3	51.6	1.1	4.3